

令和 7 年度 東谷地区町政懇談会

日時：令和 7 年 8 月 28 日（木）

午後 7 時～ 8 時

場所：谷口公民館

1 挨拶 立山町長 舟橋 貴之

2 地区代表者挨拶 東谷地区自治振興会 高見 政次 会長

3 懇談会

（1）町からのお知らせ

（2）意見交換

4 閉 会

【資料 1】空き家等の対策について

【資料 2】認定新規就農支援について

立山町における空き家等の対策について

町では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「立山町空家等の適切な管理及び活用に関する条例」並びに「立山町空家等対策計画」を定め、空家等の所有者等に対する助言・指導や勧告、行政代執行による除却などの取り組みを進めています。しかしながら、高齢化や核家族化の進行等により、空き家がますます増加しています。



管理不全空家の定義

・適切な管理が行われていないことで、そのまま放置すれば、将来、下記の状態となる特定空家等に該当することになるおそれのあると認められる空家等。

①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。

②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。

③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。

④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

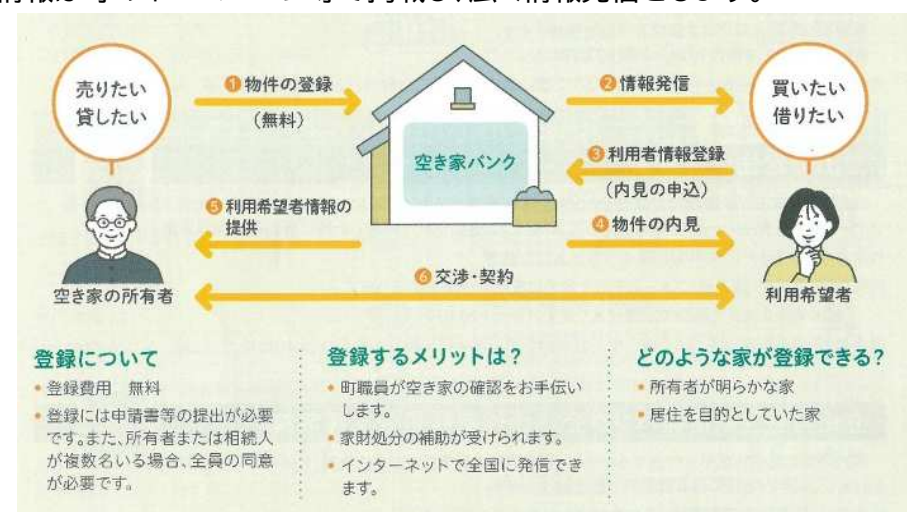
助言・指導に従わず勧告を受けると、固定資産税の住宅用地特例から除外！

土地の固定資産税が上がります!!

★住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

◎空き家バンク制度とは

・空き家の売却や賃借を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は町のホームページ等で掲載し、広く情報発信をします。



お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980

★立山町における空家等関連補助金について

◎立山町空き家除却支援事業

・倒壊等危険な空き家の解消や空き家の増加抑制のために、空き家の除却にかかる一部を補助します。

対象者：空き不良住宅、空き建築物の所有者またはその相続人

内容：除却工事費の1/2(上限額50万円)

お問い合わせ先：建設課 建築住宅係 ☎076-462-9976

◎立山町定住促進事業

・立山町への移住・定住および地域経済の活性化を促進するため、町内で住宅を取得またはリフォームを行う費用の一部を補助します。また、空き家バンク登録物件を取得した際に補助金の加算措置があります。

対象者：町内に新たに住宅を取得・リフォームした世帯

内容：基本補助額に加えて補助の加算があります。(上限額120万円)

お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980

◎立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業

・町内の空き家の利活用を促進するために、立山町空き家情報バンクに登録し、成約した空き家を対象に、家財の処分にかかる費用の一部を補助します。

対象者：立山町空き家情報バンクに登録された空き家の所有者

内容：家財処分費用の2/3(上限額20万円)

お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980

認定新規就農者支援……町が青年等就農計画(就農後5力年)を認定した方

(R7. 8. 28農林課作成)

研修時

交付

●就農準備資金

【内容】研修期間中の生活資金を支援
 【年齢】就農時49歳以下
 【交付額】150万円×最長2年

交付

●経営開始資金

【内容】就農初期の経営を支援
 【対象】就農時49歳以下
 【交付額】150万円×就農後3年

補助

●経営発展支援事業(国・県・町補助)

【内容】就農時の機械施設等導入を補助
 【対象】就農時49歳以下(令和6年度以降の就農)
 【補助率】7/8
 【補助上限】1,000万円 ※経営開始資金対象者は500万円

補助

●新規就農者経営安定化事業(県・町補助)

【内容】就農時の機械施設等導入を補助
 【対象】就農時49歳以下(令和5年度以前の就農)
 【補助率】1/2
 【補助上限】1,000万円 ※経営開始資金対象者は875万円

融資

●青年等就農資金

【内容】経営開始5年以内の機械施設導入等を融資
 【利率】無利子融資

令和7年度

新規追加

交付

●農業経営継承事業(生活資金補助)

【内容】研修期間中の生活資金を支援
 【年齢】経営継承を予定する50歳代
 【交付額】150万円×最長1年

補助

●農業経営継承事業(機械施設導入)

【内容】経営継承に必要な機械施設の導入
 【対象】経営継承を行う50歳代
 【補助率】1/2
 【補助上限】500万円

補助

●世代交代就農円滑化事業(国・県・町補助)

【内容】経営継承(親元就農含む)に関する補助
 【対象】就農時49歳以下(令和4年度以降の就農)
 【補助率】①継承資産の活用(修繕等) 7/12
 ②法人化等への支援 7/12
 ③機械・施設の導入 7/8
 【補助上限】①～③の補助合計 1,050万円
 ※経営開始資金との併用不可